

美瑛町子ども・子育て支援事業計画



平成28年4月

美瑛町

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景	3
2. 国における子ども・子育て支援新制度の概要	4
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画の期間	6
5. 計画の策定体制	6
(1) 子ども・子育て支援事業計画策定委員会	6
(2) アンケート調査の実施	6
(3) 国・道との連携	6

第2章 本町の現状

1. 人口の動向	9
(1) 美瑛町の人口推移	9
(2) 世帯の推移	10
(3) 出生数の推移	10
(4) 婚姻と離婚	11
(5) 女性の就労の状況	11
2. 子育て支援の状況	12
(1) 認可・へき地保育所の状況	12
(2) 放課後児童クラブ利用者の状況	13
3. 将来人口推計	14

第3章 子ども・子育て支援サービス

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像	17
2. 教育・保育提供区域の設定	18
(1) 教育・保育提供区域の考え方	18
(2) 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項	18
(3) 本町の教育・保育提供区域について	18
(4) 提供区域設定の主な理由	18
3. 保育の必要性の認定について	19
4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容	20
(1) 特定保育施設（認可保育所・認定こども園）	20
(2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）	21
5. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容	22
(1) 利用者支援事業	22
(2) 地域子育て支援拠点事業	22
(3) 一時預かり事業	23
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	24
(5) 養育支援訪問事業	24
(6) ファミリー・サポート・センター事業	25
(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	25

(8) 延長保育事業	26
(9) 病児保育事業	26
(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	27
(11) 妊婦健康診査事業	27
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	28
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	28
6. 子ども・子育て支援給付に係る	
教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	29
(1) 認定こども園の普及及び推進	29
(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進	29
(3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進	29
7. 関連施策の展開	30
(1) 産後の休業及び育児休業後における	
特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	30
(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を	
要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	30

第4章 計画の推進体制

1. 市町村等の責務	33
2. 計画の推進に向けた役割	33
(1) 行政の役割	34
(2) 家庭の役割	34
(3) 地域社会の役割	34
(4) 企業・職場の役割	34
(5) 各種団体の役割	34
3. 計画の推進に向けた3つの連携	35
(1) 市町村内における関係者の連携と協働	35
(2) 近隣市町村との連携と協働	35
(3) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働	35

【資料編】

資料1	美瑛町子ども・子ども会議委員名簿	37
資料2.	美瑛町子ども・子育て会議設置要綱	38

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されており、若年層の非正規雇用の増加や女性の継続的な就労、子育て世帯の男性の長時間労働など、子育てをめぐる社会環境は厳しい状況にあります。

また、近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などは子育て世代のライフスタイルを従来とは異なる形に変化させ、身近な地域に相談できる相手がいないといった子育ての孤立や、家庭や地域における子育て力の低下も懸念されています。

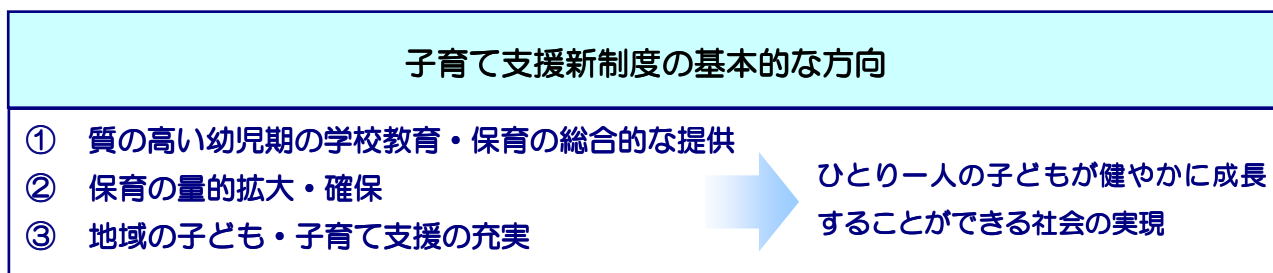
子育て支援をめぐるのは、都市部において3歳未満の待機児童が依然として解消されない一方、少子化の影響から定員割れの幼稚園・保育所のある地域があるなど、子育て支援を取り巻く環境は地域によって大きく異なり、現行制度での対応が困難な状況にあります。

本町においては、平成17年3月に「次世代育成支援対策行動計画」を策定し、平成17年度から26年度までを計画期間として、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的とし、本計画を策定します。

2. 国における子ども・子育て支援新制度の概要



(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供に向けて、「認定こども園」制度が改正され、幼児教育と保育を一体的に提供する体制を整え、幼児期の学校教育・保育に関する保護者の選択肢を増やしていくことを目指しています。

具体的には、4種類ある認定こども園（「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」）のうち、「幼保連携型認定こども園」の施設を見直し、これまで非常に複雑だった設置のための手続きを簡素化することにより、施設の設備と幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図ることとしています。

(2) 保育の量的拡大・確保

保育の量（提供体制）の確保に向けては、保育所などの施設が、行政による設置の「認可」を受けるしくみを改善・透明化し、施設等の設置を促進したり、「小規模保育」、「家庭的保育」などのさまざまな手法による保育に対する新たな財政措置を行い、提供する保育の量や種類を増やすことで、待機児童の解消を図ることとしています。

また、「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを行うこととしています。

(3) 地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ」、「地域子育て支援拠点事業」、「妊婦健診」などの事業の拡充を図ることとしています。

また、子育て支援に関する相談の受付や施設・サービスの紹介、情報提供などを行う窓口を設置するなどの新たな取り組みによって、多様なメニューからニーズに合ったサービスを選択して利用できる仕組みづくりを目指しています。

3. 計画の位置づけ

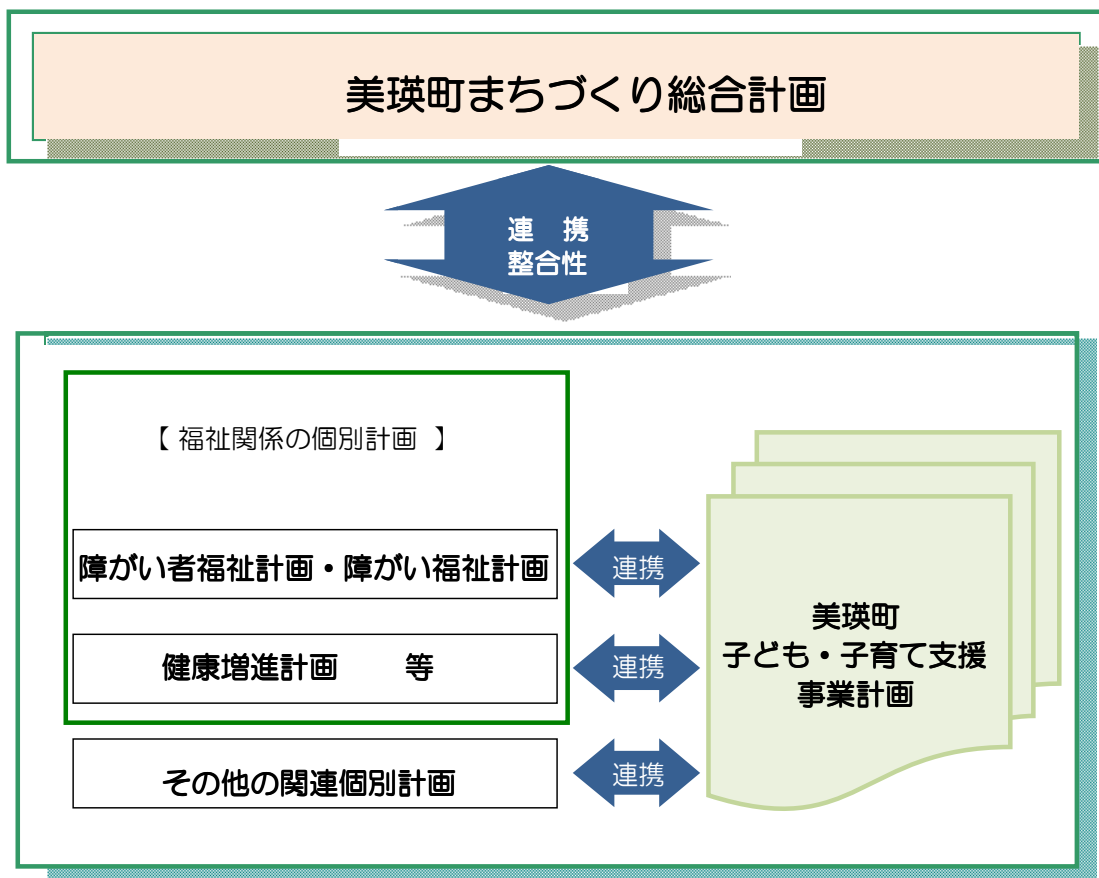
本計画は子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援計画」であり、本町の子育て支援の総合的な計画となります。

また、障がい者福祉計画・障がい福祉計画、健康増進計画、その他の関連個別計画との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

子ども子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。



4. 計画の期間

計画期間については、平成27年度を開始初年度とし、平成31年度までの5年間とします。
また制度の改正などを踏まえ、目標の達成状況を評価し、平成31年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しをおこなうものとします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
子ども・子育て支援事業計画				
計画見直し				計画見直し

5. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援事業計画策定委員会の設置

「事業者」、「保護者」、「関係団体」などから構成される「美瑛町子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しています。

	開催日	会場	協議事項等
第1回	平成27年2月10日	役場	子ども・子育て支援事業計画(素案)の検討
第2回	平成27年2月23日	役場	子ども・子育て支援事業計画(素案)の検討

変更	開催日	会場	協議事項等
第1回	平成28年2月23日	役場	子ども・子育て支援事業計画変更の検討

(2) アンケート調査の実施

本町に居住する保護者を対象に、アンケート調査を実施し、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをおうかがいし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

- 調査対象者 就学前児童調査 : 美瑛町在住の就学前児童をお持ちの保護者の方
- 調査方法 就学前児童調査 : 郵送による配布、回収調査
- 調査期間 平成26年 3月
- 回収状況

	配布数	回答数	回答率
就学前児童調査	334	245	73.3%

(3) 国・道との連携

計画策定にあたっては、国や道の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

第2章

本町の現状

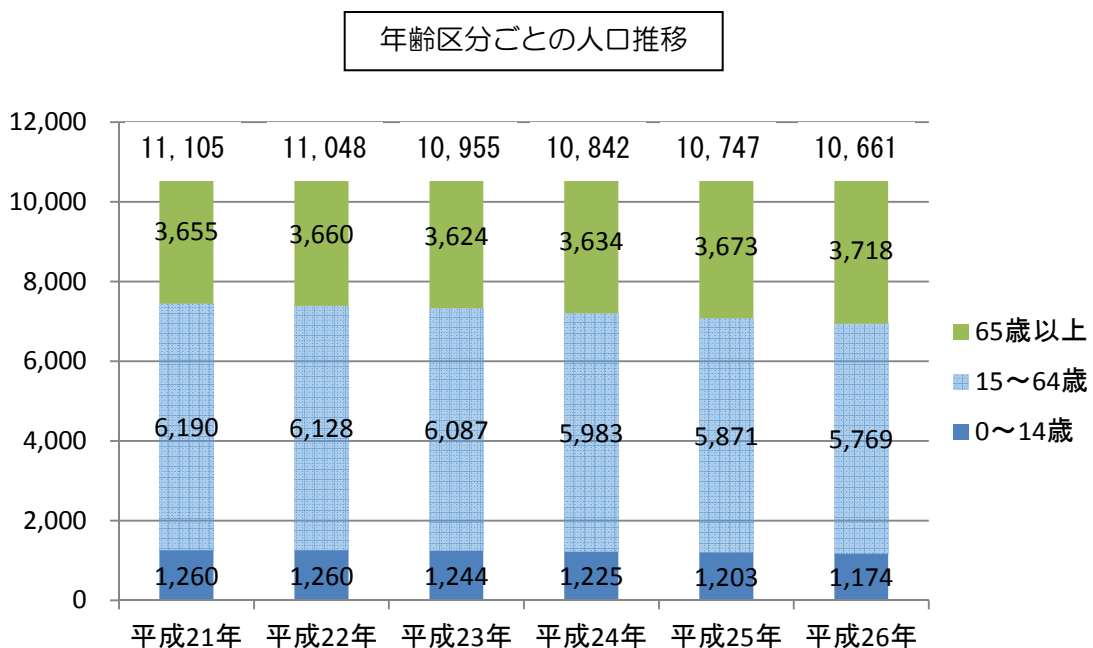
第2章 本町の現状

1. 人口の動向

(1) 人口の推移

本町の人口は、平成21年の11,105人から平成26年の10,661人と年々減少傾向で推移しています。

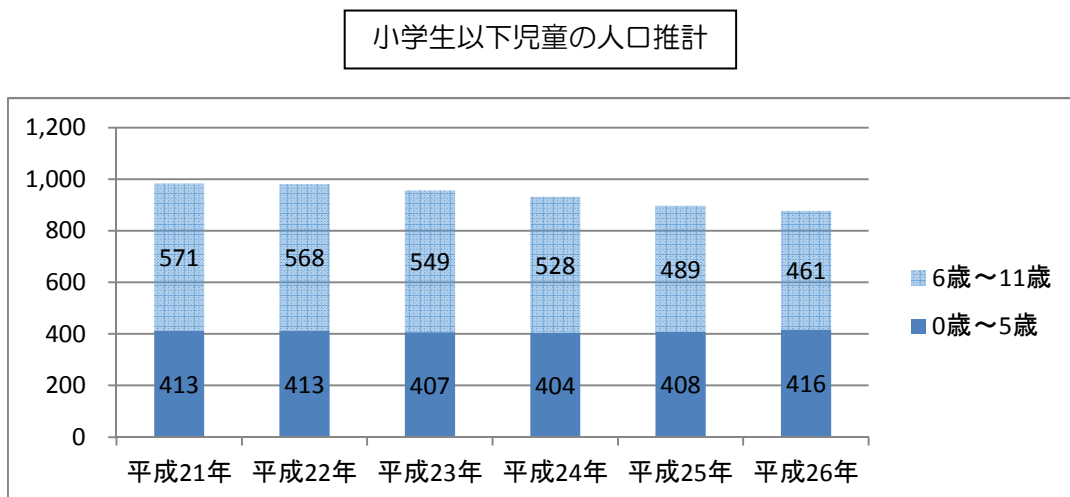
年齢区分ごとの人口では、65歳以上の高齢者は、平成21年の3,655人から平成26年の3,718人と増加傾向にあり、一方14歳までの年少人口は、平成21年の1,260人から平成26年の1,174人と減少傾向となっており、少子高齢化が進行しています。



各年3月31日現在

住民基本台帳

小学生以下の児童人口に関しては、就学前では年度ごとの増減があり410人前後、小学生では減少傾向にあり、460人前後となっています。

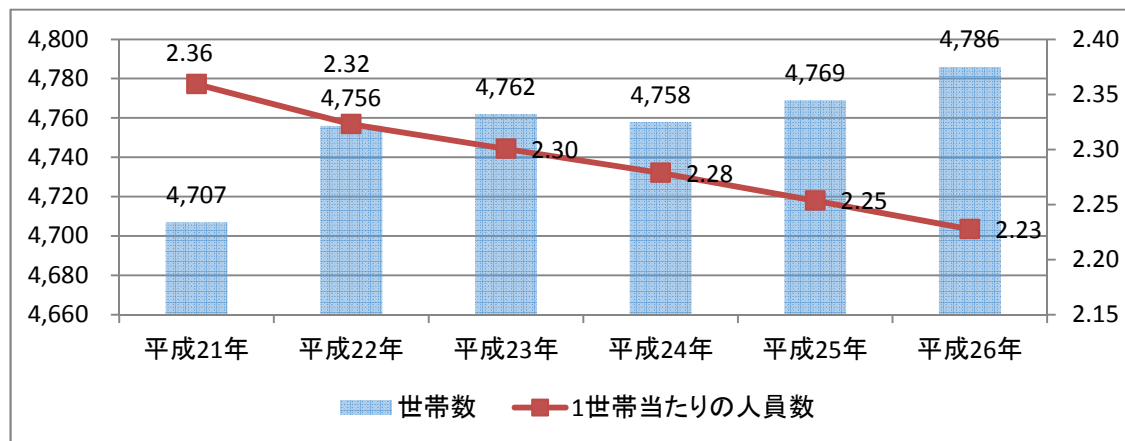


各年3月31日現在
住民基本台帳

(2) 世帯の推移

本町の世帯数は、増加傾向で推移しています。

また、1世帯あたりの人員は、平成21年の2.36人から平成26年の2.23人と減少しており、核家族化の進行が見られます。

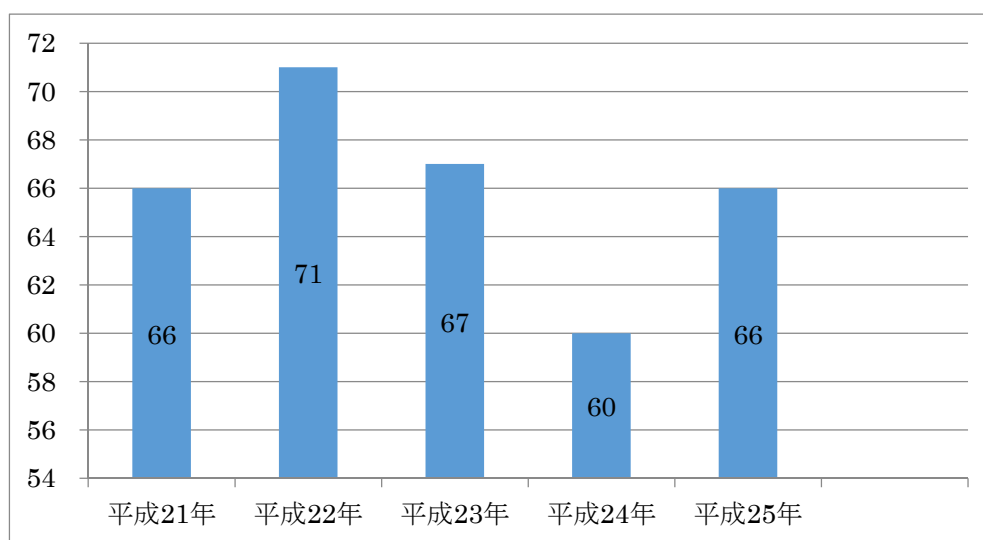


各年3月31日現在
住民基本台帳

(3) 出生数の推移

本町における平成21年以降の出生数で最も多かったのは、平成22年の71人で、最も少なかったのが平成24年の60人となっており、年度ごとの増減はあるものの66～71人の間で推移しています。

出生数の推移

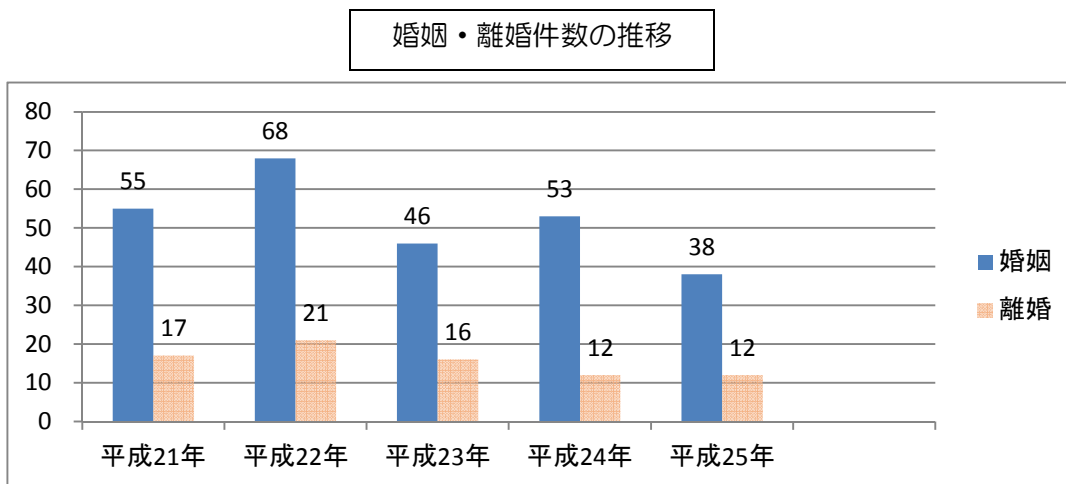


人口動態統計

(4) 婚姻と離婚

婚姻については、平成22年が68件と最も多く、平成25年が38件と最も少なくなっています。

また、離婚については、平成22年が21件と最も多く、平成24・25年が12件と最も少なくなっています。

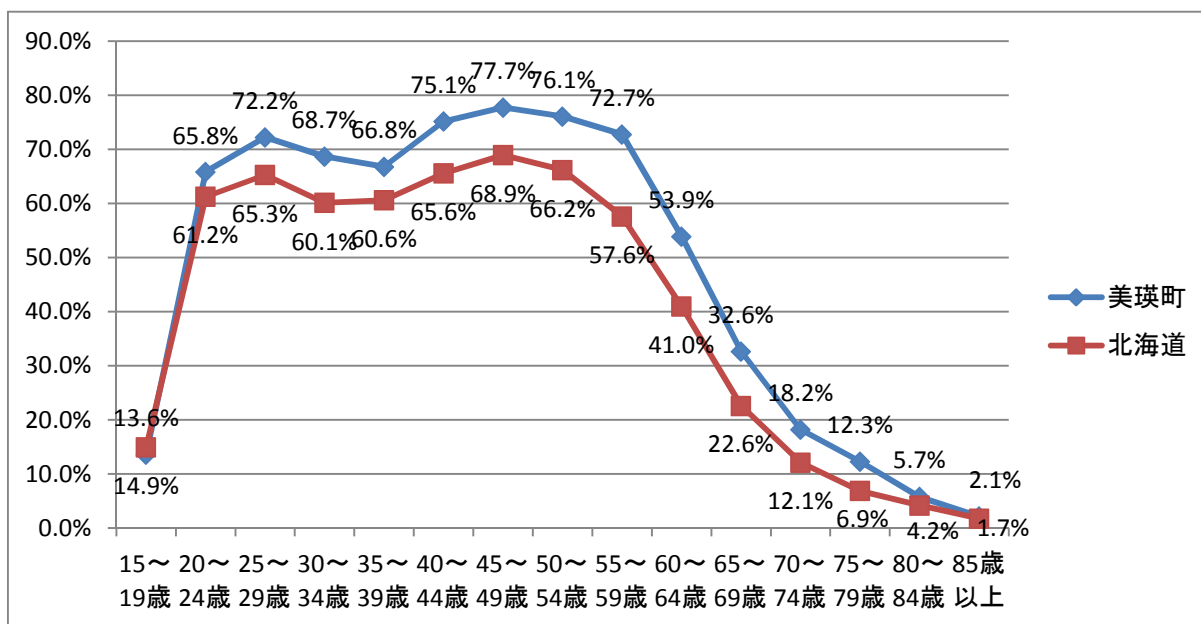


人口動態統計

(5) 女性の就労の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

本町における女性の就労状況を道平均と比較してみると、30-34歳に就労率の低下が見られるものの、20歳以上のすべての年齢において道よりも就労率が高くなっています。



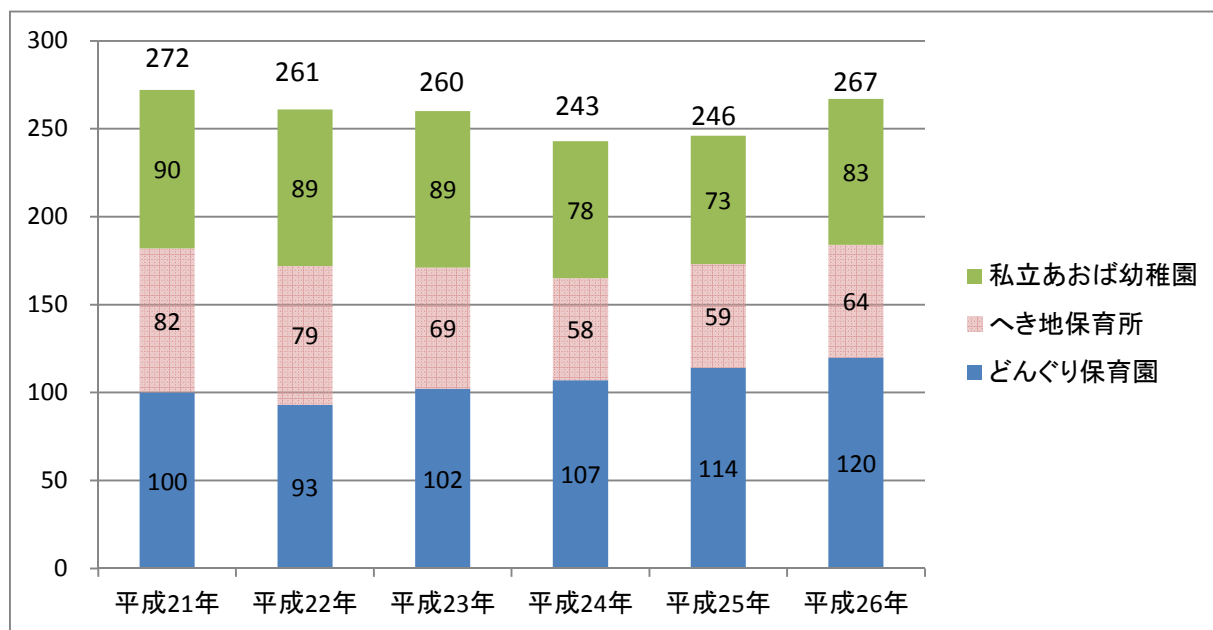
平成22年 国勢調査

2. 子育て支援の状況

(1) 認可保育所・へき地保育所・私立幼稚園（あおば幼稚園）の利用者数の状況

認可保育所・へき地保育所・私立幼稚園（あおば幼稚園）の利用者数の合計は、平成21年の272人から平成24年では243人と減少傾向にありましたが、平成26年では267人と増加しています。

認可保育所・へき地保育所・私立幼稚園（あおば幼稚園）の利用者の推移



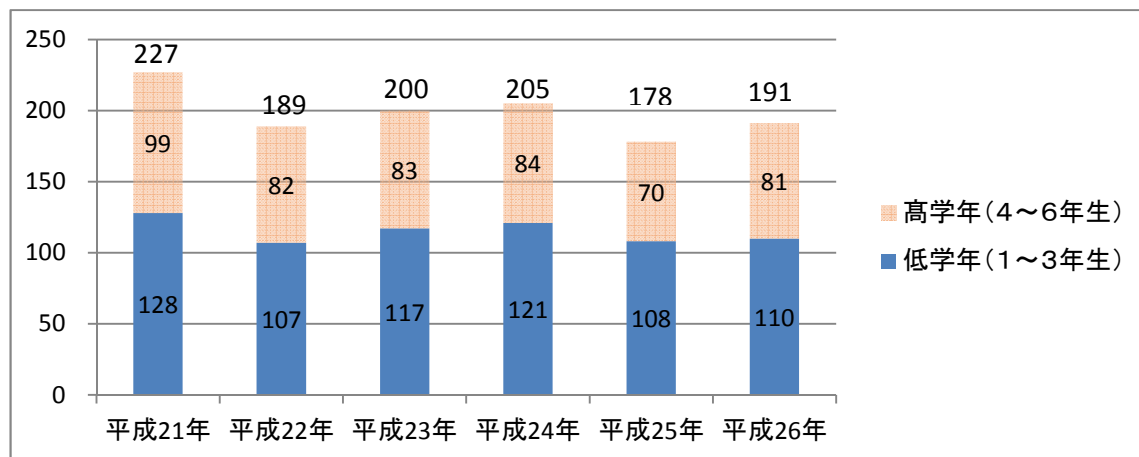
施設名		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	定員
認可	どんぐり保育園	100	93	102	107	114	120	130
へき地 保育所	美田	16	18	17	12	13	10	30
	ルベシベ	9	7	9	8	5	8	30
	美馬牛	17	13	12	10	7	10	30
	美沢	16	17	14	12	16	13	30
	下字莫別	18	19	10	11	13	17	30
	朗根内	6	5	7	5	5	6	30
	計	82	79	69	58	59	64	180
私立	あおば幼稚園	90	89	89	78	73	83	100
合計		272	261	260	243	246	267	410

各年5月1日現在

(2) 放課後児童クラブ利用者の状況

放課後児童クラブ利用者数は、平成22年の227人から、平成26年の191人と年度ごとの増減はあるものの、平均約200人の状況にあります。

放課後児童クラブ利用者の推移



低学年(1~3年生)						
施設名	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
なかよし児童館	49	49	65	73	65	68
美瑛町学童 (東小学校)	79	58	52	48	43	42
合計	128	107	117	121	108	110
高学年(4~6年生)						
施設名	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
なかよし児童館	43	36	42	40	38	41
美瑛町学童 (東小学校)	56	46	41	44	32	40
合計	99	82	83	84	70	81

各年5月1日現在

3. 将来人口推計

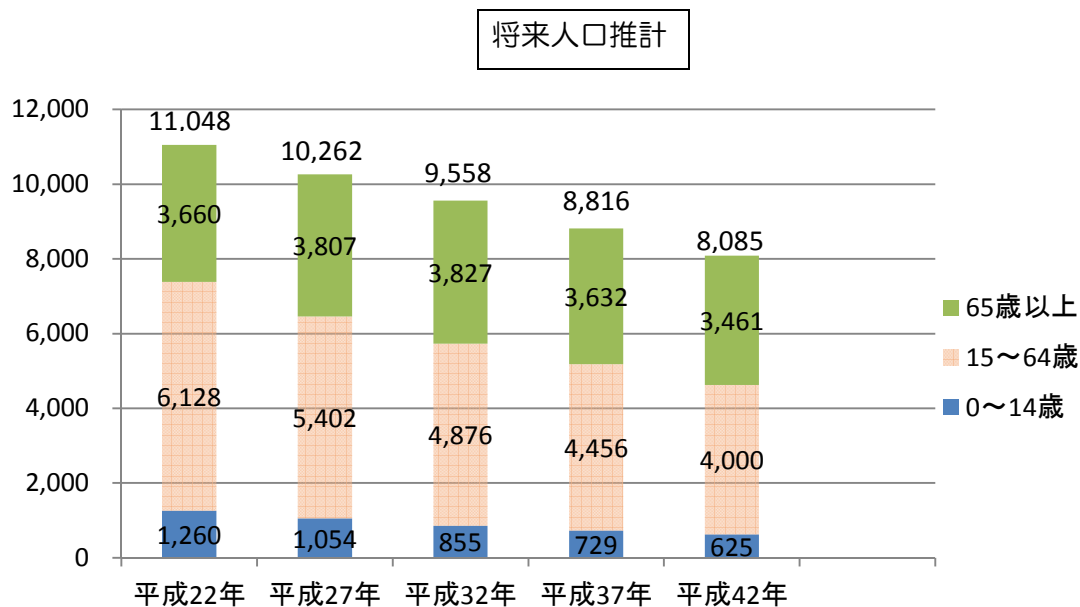
平成22年から平成42年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに、減少傾向にあり、平成42年には総人口が8,085人、年少人口が625人と見込まれています。

(単位：人)

	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年
年少人口 (0～14歳人口)	1,260	1,054	855	729	625
生産年齢人口 (15～64歳)	6,128	5,402	4,876	4,456	4,000
老年人口 (65歳以上)	3,660	3,807	3,827	3,632	3,461
総人口	11,048	10,262	9,558	8,816	8,085

社人研推計準拠



第3章

子ども・子育て支援サービス

第3章 子ども・子育て支援サービス

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て新制度では、行政が保護者などに提供するサービスとして、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の二つに大別されます。

「子どものための教育・保育給付」は、施設型給付費が対象となっており、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が独自に実施する各種事業が対象となっています。

これら二つの大きな違いとしては、「子どものための教育・保育給付」は、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行うのに対して、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行う点にあります。

子ども・子育て支援サービスの全体像

子どものための教育・保育給付 【施設型給付】 保育所 認定こども園 幼稚園	地域子ども・子育て支援事業 利用者支援事業 放課後児童クラブ 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業他 子育て短期支援事業 延長保育事業 病児保育事業
児童手当	妊婦健康診査事業 実費徴収に係る補足給付事業 多様な主体の参入促進事業

2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

- ①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ②地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができること。

(2) 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項

ポイント1 事業量の調整単位として適切か	ポイント2 事業の利用実態を反映しているか
●児童数や面積の規模 ●区域ごとに事業量の見込みが可能か ●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●保護者の移動状況を踏まえているか ●区域内で事業のあっせんが可能か ●現在の事業の考え方と合っているか

(3) 本町の教育・保育提供区域について

町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

(4) 提供区域設定の主な理由

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需給調整の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、本町では、子どもの教育・保育及び地域子育て支援事業に関しては、どんぐり保育園と子育て支援センターで、集約的にサービスを提供しています。したがって、引き続き、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。

3. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。

市町村は、保護者の申請を受け、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

認定区分	対象となる子ども
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定を除く）
2号認定 (3歳以上保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定 (3歳未満保育認定)	満3歳未満の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

認定区分による施設・事業の利用区分

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	▲	×
	保育所	▲	○	○

○：利用可能、×：利用不可、▲：特例給付による利用

4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしています。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。

(1) 特定保育施設（認可保育所・認定こども園）

認可保育所は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設ですが本町には該当の施設はありません。

【量の見込み】

(年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	208	204	199	192	183
2号認定(保育)	124	127	122	118	109
3号認定(0歳)	38	33	33	33	33
3号認定(1・2歳)	46	44	44	41	41
B. 確保提供数	130	130	130	130	130
差異(B-A)	▲78	▲74	▲69	▲62	▲53

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、平成27～31年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を上回っています。今後、地域における特定教育・保育施設について対応を検討します。(へき地保育所等の活用)

※特定保育施設とは・・・町長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「保育施設」をいう。(子ども・子育て支援法第27条)

(2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）

幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、3歳から入園でき年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

私立幼稚園（青葉幼稚園）が平成28年4月から特定教育施設となります。

【量の見込み】

（年・実人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A. ニーズ量の見込み	26	27	26	25	23
B. 確保提供数	0	75	75	75	75
差異(B-A)	△26	48	49	50	52

【参考】 幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるニーズ量

（年・実人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
2号認定(教育)	48	49	49	46	43

【確保の方策】

ニーズ量の見込みを確保提供数が上回っています。

※特定教育施設とは・・・町長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
(子ども・子育て支援法第27条)

5. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【設置状況】

特設窓口等の設置はしていません。

【確保の方策】

子育て家庭がニーズに合わせて、子育て支援事業などから必要な支援を選択し利用できるように、引き続き担当課窓口による対応を行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【利用実績】 (月・延人数)

	平成 25 年度
利用者数	303
実施箇所数(箇所)	1

【量の見込み】 (月・延人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用者数	203	188	188	180	180
実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1

【確保の方策】

内容等の見直しを行い交流の促進と情報提供に努めながら、今後も継続して事業を展開していきます。

(3) 一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

【実施状況】

私立幼稚園（青葉幼稚園）が平成28年4月から実施します。

【量の見込み】

（年・延人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	3,857	3,762	3,689	3,548	3,412
1号認定	3,857	3,762	3,689	3,548	3,412
確保提供数	0	3,000	3,000	3,000	3,000

※ 1号認定（21ページ参照）に該当する子どもの利用希望数から算出

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、平成28～31年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を上回っています。今後、関係機関（幼稚園）と連携のもと、事業実績等を踏まえ対応してまいります。

②幼稚園における在園児以外を対象とした一時預かり（一時預かり事業）

保護者の子育ての負担を軽減するため、通院、冠婚葬祭、親のリフレッシュ等希望のあった子どもを一時的に預かる事業です。

【実施状況】

本町には該当施設がないため、実施していません。

【量の見込み】

（年・延人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の見込み	48	49	47	45	42

【確保の方策】

関係機関と連携のもと、検討してまいります。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

【量の見込み】

(年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問数	60	60	60	60	60

【確保の方策】

従来通り保健師による家庭訪問を実施し、子育てに関する相談、指導、助言などを行い保護者が不安にならず安心して子育てできるように、今後も継続して事業を展開していきます。

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

【量の見込み】

(年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問数	13	13	13	13	13

【確保の方策】

障害や発達支援等の早期発見、早期対応のため関係機関と連携して取り組みを進め、支援が必要な家庭には訪問を行うなど、今後も継続して事業を展開していきます。

(6) ファミリー・サポート・センター事業

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込み】

(年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み	225	220	215	208	199

【実施状況】

本町には該当施設がないため、実施していません。

【確保の方策】

NPO 法人及び関係機関と連携のもと、検討してまいります。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【実施状況】

本町には該当施設がないため、実施していません。

【確保の方策】

関係機関と連携のもと、検討してまいります。

(8) 時間外保育事業

認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

【実施状況】

本町では実施していません。

【量の見込み】

(年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	66	65	63	61	59
B. 確保提供数	66	66	66	66	66
差異(B-A)	0	1	3	5	7

【確保の方策】

平成 27 年度から保育時間を午前 30 分午後 30 分計 1 時間延長し対応します。

(9) 病児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

【実施状況】

本町には該当施設がないため、実施していません。

【確保の方策】

NPO 法人及び関係機関と連携のもと、検討してまいります。

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【利用実績】 (年・実人数)

	平成 25 年度
利用者数	178
低学年(1～3年)	108
高学年(4～6年)	70

【量の見込み】 (年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	82	80	86	86	70
低学年(1～3年)	42	41	44	44	36
高学年(4～6年)	40	39	42	42	34
B. 確保提供数	174	174	174	174	174
差異(B-A)	92	94	88	88	104

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、既存施設において量を確保できることから、児童の健全な育成が図られるように、衛生および安全面に配慮しながら、今後も継続して事業を展開していきます。

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【実施状況】

本町では、妊娠の届け出をされた方に母子健康手帳の交付と妊婦一般健康診査（14回）、超音波検査受診票（6回）を交付し、専門医療機関を受診することにより、妊婦の健康保持・増進を図っています。

【量の見込み】 (年・実人数／延回数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
受診者数	70	70	70	70	70
受診件数	840	840	840	840	840

【確保の方策】

妊婦期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な健診がされるよう促すことにより、異常の早期発見、早期治療及び精神的不安の解消を目指すため、今度も継続して事業を展開していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【実施状況】

本町では実施していません。

【確保の方策】

実費負担の部分については、低所得者の負担軽減を図るため、国が定める基準等に従い認められた実費徴収について、必要に応じて公債による補助金等を検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【実施状況】

本町では実施していません。

【確保の方策】

現在の保育施設で必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。

今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開していきます。

6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、子ども的人格を形成するうえで基礎となる重要なものです。

子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、教育・保育の一体的提供を推進します。

(1) 認定こども園の普及及び推進

子ども・子育て新制度では、認定こども園法が改正され、次のような認定こども園制度の改善が行われました。

○幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化を行い、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけします。

○既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に推進します。

○幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）となります。

○認定こども園の財政措置を「施設給付型」に一本化します。

本町には、現在認定こども園はありませんが、今後認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら適切な対応を行います。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進

保育所における教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行を行い、質の高い幼児教育と保育の一体的な提供を推進します。

(3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進

幼稚園・保育所及び小学校職員の共通理解を図り、一貫して指導を推進するほか、職員の交流などを通じて、幼稚園・保育所と小学校との連携を推進します。

7. 関連施策の展開

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行います。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携を行い、各種施策を実施します。

① 児童虐待防止対策の充実

- 関係機関との連携及び相談体制の強化に努めます。
- 発生予防、早期発見、早期対応ができる体制づくりに努めます。
- 社会的養護施策との連携を図ります。

② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、各種事業の利用に際して配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して都道府県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を4本柱として総合的な自立支援を推進します。

③ 障がい児施策の充実等

- 障がい児等特別な支援が必要な子どもの健全な育成に努めます。
- 障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばすために必要な支援に努めます。
(自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等の発達障害を含む)

第4章

計画の推進体制

第4章 計画の推進体制

1. 市町村等の責務

子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。

また、法では「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

市町村の責務	
1	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的におこなうこと。
2	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けたり、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助をおこない、関係機関との連絡調整など便宜の提供をおこなうこと。
3	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、様々な施設や事業者から、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。

事業主の責務	
1	雇用する労働者に係る様々な労働条件の整備や、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等をおこなうことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

国民の責務	
1	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

2. 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1) 行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的な生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民一人ひとりには地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

(3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障害の有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

(4) 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

3. 計画の推進に向けた3つの連携

本計画に実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

(1) 市町村内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

(2) 近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

(3) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

【資料編】

美瑛町子ども・子育て会議委員名簿

氏 名	備 考
佐 藤 秀 子	会 長
阿 部 俊 一	副会長
米 濱 美智子	
中 田 亜希子	
田 中 正 明	
大 橋 昌 樹	H26.4.1~H27.3.31
伊 端 俊 紀	H27.4.1~H28.3.31
佐 藤 正 浩	

(順不同)

美瑛町子ども・子育て会議設置要綱

（設置）

第1条 この会議は美瑛町の子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、美瑛町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1） 子ども・子育て支援法（平成25年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事項
- （2） 子ども・子育て支援施策に関する事項
- （3） 美瑛町次世代育成支援対策行動計画の評価に関する事項
- （4） 前各号に掲げるもののほか、その他必要と認める事項

（組織）

第3条 会議の委員は、10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- （1） 子ども・子育て支援事業関係者
- （2） 子どもの保護者
- （3） 町子育て支援関係者
- （4） 学識経験者
- （5） その他必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員）

第5条 会議に会長及び副会長をそれぞれ1人おく。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（事務局）

第7条 会議の事務局は、保健福祉課に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成26年3月7日から施行する。